

|                    |                             |
|--------------------|-----------------------------|
| <b>Title</b>       | あいりん地区の現状と問題点               |
| <b>Author</b>      | 大藪, 寿一                      |
| <b>Citation</b>    | 人文研究. 32 卷 1 号, p.25-61.    |
| <b>Issue Date</b>  | 1980                        |
| <b>ISSN</b>        | 0491-3329                   |
| <b>Type</b>        | Departmental Bulletin Paper |
| <b>Textversion</b> | Publisher                   |
| <b>Publisher</b>   | 大阪市立大学文学部                   |
| <b>Description</b> | 上子武次教授退任記念号                 |

Placed on: Osaka City University Repository

# あいりん地区の現状と問題点

大 藪 寿 一

## 目 次

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| I   | 都市型産業社会におけるあいりん地区問題     | 26 |
| II  | 日雇労働者の就労実態とその疎外的状況      | 28 |
| 1   | あいりん地区の日雇労働力市場的性格とその問題点 | 28 |
| 2   | 就労実態とその疎外的状況            | 31 |
| (1) | 統計からみた就労状況              | 31 |
| (2) | 相談面接票からみた就労実態           | 36 |
| III | 日雇労働者の生活実態とその疎外的状況      | 47 |
| 1   | あいりん地区の1時宿泊所的性格とその問題点   | 47 |
| 2   | 生活実態とその疎外的状況            | 48 |
| IV  | あいりん地区対策の現状と課題          | 54 |
| 1   | あいりん地区対策の概要             | 54 |
| (1) | あいりん地区対策の沿革             | 54 |
| (2) | 越年対策などの現状               | 56 |
| 2   | あいりん地区福祉対策の今後の課題        | 59 |

## I 都市型産業社会におけるあいりん地区問題

昭和36年8月1日から5日間、6千人の警官と1万人の日雇労働者の間に悲惨な市街戦が展開され、約6百人の負傷者を出した、いわゆる第1回釜ヶ崎騒動の日からかぞえて20年目を迎えようとしている。戦後の混乱が一段落した昭和30年12月、政府は経済自立5ヶ年計画を策定し、日本経済の自立の方向を打ち出した。この5年間の経済成長率は9.1%にもなり、その後の本格的な経済の高度成長のための基盤を造りあげた。あいりん地区の急激な膨張はまさにこの時期に対応しており、都市型産業社会の経済的成長には、いろいろの基礎的諸条件の整備とともに、とにかく大量の日雇労働者が必要とされることを物語っている。昭和36年の釜ヶ崎騒動は、高度経済成長を目指して新しく展開しはじめようとする産業社会の変動に対する、大量の日雇労働者群の不安なうめき声であったとも受けとれるのである。その後、日本経済は大発展をとげたが、その間にも景気、不景気の波があり、あいりん地区の日雇労働者は1万5千人から2万人の間を揺れ動いてきた。とくに国家的プロジェクトとしての万国博覧会関連の建設開発事業のため、この時期にはとくに急激な日雇労働者の増加があり、これと関連して彼らの宿舎である簡易宿所の建て替え、高層化が進められ、外観的にみると、あいりん地区のドヤ街も経済の高度成長を反映して、いかにも近代化したかのようにみえるようになった。

しかし日雇労働者の就労状況は依然として不安定であり、劣悪な生活・居住状況のなかに取り残されている。さらに今日、注目すべきことは、都市型産業が大きな変動の曲り角におかれていることであり、それがあいりん地区の日雇労働市場にどのような影響を及ぼすかを考える時点に立たされているといつてよい。高度経済成長政策の推進の過程のなかで産業公害や環境汚染、自然環境の破壊が深刻化してきた。経済成長の錦の御旗と考えられてきた工業化を支えてきた価値観はこうして大きく変化した。この価値観の変化の原因は工業を公害、環境破壊の元凶としてとらえなおすようになったこととともに、実は工業化の内容そのものの変化に原因があることに注目すべきである。その変化とはこれからの産業社会においては物的、工業的生産物に比べて知的、情動的生産がその生産性（収益性）において遙かに優位を占めることになってきたことである。

この変化はちょうど農業社会から工業社会への変化と同じような深遠な変化が起りつつあることを意味しており、都市型産業はまずこの大きな時代の

流れのなかで自己の位置をたしかめなおし、その大きな変化への対応を迫られているとあってよい。ダニエル・ベルはいま到来しつつあるこの新しい社会形態を「脱工業社会」という名のもとに、その特徴を次のようにとらえている。注① (a)経済領域では工業からサービスへの変化、(b)技術領域では新しい科学に基礎をおく産業（コンピュータ、エレクトロニクス）の優勢、(c)社会学領域では新しい技術エリートと新しいタイプの階級、階層の出現である。この脱工業社会を目指して変化してゆく都市型産業のこれからの大きな変動は、あいらん地区の日雇労働市場にどのような影響を与えるだろうか。

昭和30年代におけるあいらん地区の日雇労働者の膨張は主に農業、石炭産業などの第1次産業からの流入者であった。第1次産業の就業人口を減少することによって産業構造を近代化し、経済の高度成長をとげたのである。そしていままさに始まっている脱工業社会においては第2次産業の就業人口を減少することによって産業構造の一層の近代化を行うことが目標とされている。この場合、あいらん地区の日雇労働市場へのその影響を考えると次のような問題点があるとみてよい。(1)都市型産業が脱工業社会の方向を指向した場合、現在のような日雇労働力への需要は減少してゆくのではないか。すでにコンテナシステムによって港湾荷役の日雇労働力需要は減少している。現在、あいらん地区日雇労働力需要の約8割は建設業関係であるが、脱工業化の一貫として住宅産業がシステム産業化してゆけば、組み合わせ、組み立て、はめ込み式の住宅建設が主流になってゆき、日雇労働力需要は低下してゆくのではないか。(2)2次産業から3次産業への就業人口の構造的改革は可能であろうか。脱工業社会では科学技術が高度に発達するから、従来の2次産業技術工・熟練工的労働力の需要は低下し、その2次産業就業人口を3次産業就業人口へと転換を計ることも非常に困難であるとすれば、彼らは相対的過剰人口としての潜在的失業者としてあいらん地区に流入してくるのではないか。(3)これと併行して人口の高齢化が進むにつれ、あいらん地区にも高齢者の停滞的失業者が増加してゆくのではないか。(4)もし国家的プロジェクトとしての新関西国際空港建設工事が開始されることになれば、あいらん地区はどのような影響をうけるだろうか。たとえばすでにそれを見越した簡易宿所の増改築がはじまっているが、それにより地価は上昇し、結果的に宿泊費、生活費が高騰し、日雇労働者は住めなくなり、その受け皿として郊外に低料金の簡易宿所集合地区が形成されるようなことにはならないだろうか。宿泊費と生活費は安くなっても、そこはあいらん地区以上の低悪なドヤ街に

なる危険はないだろうか。

こうみてくると、あいりん地区の問題は局地的、特殊的問題ではなく都市型産業社会の変動と深く結びついた日本全体の経済社会的問題としてとらえられ、その抜本的な問題解決がはからるべき性質の問題である。そのためには正確な現状掌握とそれに基づく問題点の摘出が必要である。以下、その就労実態、生活実態を検討し、その問題点をさぐりたい。

## II 日雇労働者の就労実態とその疎外的状況

### 1 あいりん地区の日雇労働力市場的性格とその問題点

日本資本主義成立史において明治20年代が本源的資本蓄積期とよばれており、とくに資本主義の内在的、必然的要因によって引き起こされた明治23年の経済恐慌が日本における近代資本主義の最初の恐慌といわれている。この経済恐慌によって上下階層が分極化し、窮乏化した貧民や長い間、幕藩封建制の共同体的社会に埋没していた貧民がこの時期に相互扶助的支えを失って地方や農村から都市に向って大規模の地域移動をはじめ、近代都市に流入し、累積するにつれて、いわゆる近代型都市スラムが形成されたのであった。この時期に日本貧困史の研究上で有名な、鈴木梅四郎「大阪名護町貧民社会の実況紀略」（明治21年）、桜田文吾「貧天地大飢寒窟探検記」（明治23年）、横山源之助「日本之下層社会」（明治32年）などの著作や報告書が現われた。もっとも大阪のスラムの歴史は古く、すでに享保17年、難波新川付近に貧民が集住し、この一帯の堀川が極貧堀とよばれていた。これは難波御蔵（幕府の租税米倉庫）へ米を運ぶために掘られた堀川であり、そこに寄り集まった下級雑役夫や貧民の住んでいたスラムは封建型スラムの代表である。大阪の近代型スラムの最初のもは、難波より少し場所を移動した名護町（長町）スラムである。明治21年、時事新報に掲載された鈴木梅四郎の「大阪名護町貧民社会の実況紀略」や大阪市南区役所と難波警察署の帳簿による明治21年9月の調査によれば当時のスラム地区住民は8,532人で無職（1,716人）、雑業（1,106人）、屠殺業（1,092人）、被雇用者（822人）、マッチ製造工（641人）、乞食（482人）などとなっている。この名護町は日本橋南端から道頓堀川に沿って東へ約100メートルほどの露地裏通りと日本橋から堺筋通の西側を南へ向って1丁目から5丁目へと続く道筋であったといわれる。明治19年および明治24年の大阪府令では「木賃宿は長町に限る」となっていたものが明治31年の宿取締規則によって「木賃宿は大阪四区の内には

許可しない」と変更され、長町をはじめ下寺町、日本橋東町などのドヤの貧民たちはそれらの地区から追いたてられ、当時市外であるが紀州街道の始発点にあたる釜ヶ崎地域へと南下しはじめている。明治33年4月1日、地名改称が行われ西成郡今宮村のうち「水渡釜ヶ崎」と「釜ヶ崎」の地区2丁8反1畝8歩を「水崎町」と呼ぶことに変更されている。

この地区は現在の釜ヶ崎よりやや北側にあたるところである。明治36年に第5回内国勸業博覧会が現在の天王寺公園、新世界一帯で開かれるのを契機に宿取締り規則が強化され、市内の長町、下寺町、日本橋東町などに残存していた貧民は一斉に市内より追い出され、釜ヶ崎地区に蝟集しはじめたのである。こうして釜ヶ崎地区には木賃宿が増加し、また1戸1坪、1軒4戸の堀建小屋が次々に建てられ数百世帯が住みついた。小屋の家賃は日払いで2銭5厘であったという。武田麟太郎の小説「釜ヶ崎」において「かつて幾人かの外来者が、案内人なくしてこの密集地域の奥深く迷い込み、そのまま行先不明となりしことありときく」と描写されているように、スラムの様相が濃くなっていったのである。木賃宿も増加し、明治44年に30軒、大正4年に40軒、昭和14年には86軒になっている。第2次世界大戦でこの地区も戦災を受け、大部分が消滅したが、戦後、日本の経済復興が進むにつれて、農村や地方からの日雇労働者が大量に流入し、彼らの宿泊所として簡易宿所が急速に増加し、また日払いアパート、低料金の一般アパートも同時に急増した。昭和30年代、40年代へと経済高度成長期を迎え、一方、大都市では都市型産業に付随する末端的、臨時的労働力（港湾荷役、陸上運輸、建設雑役、下請製造業）への需要が高まり、他方、産業構造の近代化政策によってはじき出された農民、炭鉱労働者をはじめ多数の流動的失業者が大都市へ移動し、都市型産業にとっての新しい労働力の供給源となった。この需要・供給の法則に従って大量の日雇労働者が釜ヶ崎地区に集中し、巨大なドヤ街スラムが形成され、その周辺には貧困世帯が寄り集り、今日のあいらん地区が形成された。西成警察署の調査結果によれば、現在、簡易宿所は194軒で、収容可能人員19,611人、日払いアパート36軒、一般アパート45軒、旅館31軒までにふくれあがっている。

ところで日本の貧困階層の形成過程においては、前記した明治23年の第1次経済恐慌について、日清・日露戦争後の第2次経済恐慌期、大正9年を起点とする第3次経済恐慌期、世界的経済恐慌にまきこまれた昭和初期の第4次経済恐慌、および昭和20年を中心とする終戦前後の経済窮乏期の5つの時

期がある。戦前の大阪は綿業中心であり、これらの経済恐慌の影響をもろに受けてきたわけであるが、都市に流入した貧困層の人々は不景気のときの低賃金労働力の供給源となってきた。すなわち、景気、不景気のはげしい波間の中で、資本主義的生産調整を円滑に運行させるためのクッション的、安全装置的、予備軍的労働力として、また価格競争のための低賃金労働力として都市型産業の発展を支えてきたのである。ところで戦前のこれらの時期における都市スラムへの流入者を特徴づけるのは、(1)彼らが資本主義的構造要因によって生み出された流動的、潜在的失業者であり、極貧者であったこと、(2)彼らは農村から押し出され、世帯単位で都市へ移動（いわゆる夜逃げ）し、都市スラムに定着した「押出・世帯・定着型」であり、都市型産業の危機と発展のいずれにおいても、縁の下の力的役割を果たしてきたことの2点である。

ところで現在のあいりん地区の日雇労働者の特徴は、前記した戦前の「押出・世帯・定着型」とは性格的に異なることに注目すべきである。すなわち昭和30年前後より第1次産業は急速に斜陽化し、第2次、第3次産業を中心とする都市型産業の高度成長にともなって、人口の大都市集中の要因はきわめて資本主義的政策要因の性格が顕著になってきた。巨大都市化はこの過程で生まれたものであり、大都市下層階層や日雇労働者の増加もこの時期に対応している。従って昭和30年以降のあいりん地区の日雇労働者を特徴づけるものは、彼らがより収入の多い都市的日雇労働の方に引かれ、単身で出稼ぎ的に大都市に流入し、都市型産業の末端的、臨時的労働に従事し、それらの産業の日雇的労働力需要の波動に従って、また季節的な労働力の波動に従って流動する労働者であることである。これを戦前の「押出・世帯・定着型」に对照させて表現すれば、それは「吸引・単身・流動型」と呼ぶことができる。その後、さらに経済成長が進展するにつれて都市型産業をささえる末端的、臨時的労働力の需要はさらに増大していった。とくに労働力需要の波動性が高く、科学技術的にみて近代化、合理化が不可能な労働部門、すなわち港湾、運輸、建設、製造業の非熟練的、雑役的労働力の需要が急激に増加していった。

一方、産業構造が近代化するにつれ、転業、転職、出稼ぎ、兼業化、日雇化が増加し、この過程のなかでうまれた移動者、流動者、脱落者、不適應者たちが、ちょうどこの新しい非熟練的労働力の需要に見合うものとして、釜ヶ崎、山谷などで新しいヤミ労働力市場が形成され、その結果、ドヤ街スラ

ムが膨張、拡大してきた。しかしながら彼らを迎えた労働市場は、いわゆる経済の二重構造的な労働力収奪市場であった。雇用は常に不安定であり、たとえ就労しても仕事は毎日かわり、労働環境は危険の多い劣悪なものであり、制度化された労使間の雇用ルールなどは存在しない所であった。そこは労働行政、福祉行政、社会保障の谷間であり、近代化の進んだ現代社会においては、その存在が許されないような、矛盾にみちた資本主義的社会関係の中で搾取され、疎外された労働市場である。以下において、あいらん地区日雇労働者の就労実態を通して、その疎外状況をさらに具体的にみよう。

## 2 就労実態とその疎外的状況

### (1) 統計からみた就労状況

表Ⅱ-1 日雇労働者推定数

昭和53年3月現在

| 番号  | 就 労 形 態                               | 推定人数                                   | 就労形態別の人数割合 |        |
|-----|---------------------------------------|--|------------|--------|
| 1   | あいらん<br>大阪港 ) 労働公共職業安<br>定所に登録して就労する者 | 失業対策事業就労者                              | 96人        | 2.49%  |
|     |                                       | 民間事業就労者                                | 261人       |        |
|     |                                       | 港湾労働者                                  | 104人       |        |
|     |                                       | 小 計                                    | 461人       |        |
| 2   | (財)西成労働福祉センター<br>の紹介により就労する者          | 現金求人(日雇)に就労する者                         | 4,000人     | 37.92% |
|     |                                       | 期間雇用に就労する者                             | 3,000人     |        |
|     |                                       | 小 計                                    | 7,000人     |        |
| 3   | 職安やセンターの紹介によ<br>らないで就労する者             | 大工、左官、トビなど親<br>方や仲間と待合せて就労<br>する職人グループ | 4,000人     | 37.92% |
|     |                                       | 直接募集により就労する<br>無技能労働者                  | 3,000人     |        |
|     |                                       | 小 計                                    | 7,000人     |        |
| 4   | 製造業、運輸業の下請・社<br>外工として常用的に直行就<br>労する者  | 直行就労グループ                               | 4,000人     | 21.67% |
|     |                                       | 小 計                                    | 4,000人     |        |
| 合 計 |                                       | 18,461人                                | 100.00%    |        |

(注) 2と3は相互に重なりあって就労している。

資料出所：西成労働福祉センターの資料により作成

(a)日雇労働者推定数（表Ⅱ—1，「日雇労働者推定数」参照）昭和50年度国勢調査によればあいりん地区の総人口は23,217人となっているが，その大部分は同地区内に居住する住民，商店関係者であり，日雇労働者は住民登録をしていない者が多く，この数字の中には含まれていない。西成労働福祉センターの資料によれば，この地区の日雇労働者推定数は昭和53年3月現在で，18,461人である。その内訳はまず(ア)あいりん地区および大阪港の労働公共職業安定所に登録して就労する者が461人（全体の2.49%）で，その具体的内訳は失業対策事業就労者91人，民間事業就労者261人，港湾労働者104人，合計461人である。(イ)西成労働福祉センターの紹介により就労する者が7,000人（全体の37.92%）で，その具体的内訳は現金求人（日雇）に就労する者4,000人，期間雇用就労者3,000人，合計7,000人である。(ウ)職安やセンターの紹介によらないで就労する者が7,000人（全体の37.92%）で，その具体的内訳は大工，左官，トビ職など親方や仲間と待合せて就労する職人グループ4,000人，直接募集により就労する無技能労働者3,000人，合計7,000人である。(エ)製造業，運輸業の下請・社外工として常用的に直行就労する者が4,000人（全体の21.67%）である。現在の日本の労働法によれば，職業紹介は職安1本にしばられているから，上記の(ア)を除く就労は法的には公式には認められないヤミ労働市場における就労であり，就労条件，賃金，労働災害補償などでトラブルが発生しても法的な公式措置が困難であり，日雇労働者は今日もなお労働疎外的状況下におかれているといつてよい。

(b)産業別にみた就労先（表Ⅱ—2，「産業別職業紹介状況」参照）西成労働福祉センターの昭和52年度の資料によれば，日雇労働者の就労先の1年間の合計数は，(ア)陸上運送業が4,993件で44,076人（全体の7.9%），(イ)建設業が38,052件で455,635人（全体の82%），(ウ)製造業・その他が5,976件で57,283人（全体の10.3%），それらの総合計が49,021件で555,324人である。これを1日平均でみると紹介件数135件で1,536人である。なお午前8時以降の推定残留者数（あふれ数）は年間合計176,050人，1日平均約482人となっている。

(c)月別就労状況（表Ⅱ—3，「月別就労状況」参照）西成労働福祉センターの昭和52年度の資料によれば，同センターを通して就労する日雇労働者の就労状況は1ヶ月平均の求人件数は4,085件で延人員46,277人が就労している。また公共職業安定所分庁舎では1ヶ月平均，18,535人が就労している。

表Ⅱ—2 産業別職業紹介状況

昭和52年

| 産業区分              | 項目          | 昭和52年度1年間合計数 |
|-------------------|-------------|--------------|
| 陸上運送業             | 件数          | 4,993件       |
|                   | 人員          | 44,076人      |
|                   | %           | 7.9%         |
| 建設業               | 件数          | 38,052件      |
|                   | 人員          | 455,635人     |
|                   | %           | 81.8%        |
| 製造業その他            | 件数          | 5,976件       |
|                   | 人員          | 57,283人      |
|                   | %           | 10.3%        |
| 合計                | 件数          | 49,021件      |
|                   | 人員          | 555,994人     |
|                   | %           | 100.0%       |
| 一日平均              | 件数          | 134件         |
|                   | 人員          | 1,526人       |
| 午前8時以降の推定<br>残留者数 | 1年間合計<br>人員 | 176,050人     |

資料出所：西成労働福祉センターの資料より作成

その状況を月別にみると、センターを通しての就労は1月（2,619件、29,165人）、6月（2,954件、30,315人）、7月（3,329件、37,477人）の3ヶ月の需要がとくに低く、10月（4,822件、53,703人）、11月（4,754件、51,575人）、12月（5,104件、53,166人）の3ヶ月の需要がとくに高いという傾向を示している。それ以前の資料を検討してみると毎年、ほぼこれと同じ傾向を示しており、これがあいらん地区日雇労働者の月別就労状況の特徴であるとみてよい。次に職安分庁舎を通しての就労では12月（17,110人）、1月（14,326人）、2月（17,113人）の3ヶ月がとくに需要が低く、4月（20,333人）、7月（20,623人）の2ヶ月がとくに需要が高く、これも毎年の傾向とみてよい。

表Ⅱ-3 月別就労状況

昭和52年

| 区分<br>年月 | 労働福祉センター |         | 公共職業安定所分庁舎 |
|----------|----------|---------|------------|
|          | 求人件数 (件) | 紹介数 (人) | 就労者数 (人)   |
| 52年 4月   | 3,697    | 49,389  | 20,333     |
| 5月       | 3,732    | 44,005  | 18,986     |
| 6月       | 2,954    | 30,315  | 19,799     |
| 7月       | 3,329    | 37,447  | 20,623     |
| 8月       | 3,850    | 42,511  | 18,454     |
| 9月       | 4,235    | 47,948  | 18,503     |
| 10月      | 4,822    | 53,703  | 19,678     |
| 11月      | 4,754    | 51,575  | 18,293     |
| 12月      | 5,104    | 53,166  | 17,110     |
| 53年 1月   | 2,619    | 29,165  | 14,326     |
| 2月       | 4,175    | 46,916  | 17,113     |
| 3月       | 5,750    | 69,184  | 19,202     |
| 1年間合計    | 49,021   | 555,324 | 222,420    |
| 1ヶ月平均    | 4,085    | 46,277  | 18,535     |

資料：西成労働福祉センター資料より作成

表Ⅱ-4 月別雇用保険給付状況

昭和52年

| 区分<br>年月 | 公共職業安定所 |         | 同分庁舎    |         |
|----------|---------|---------|---------|---------|
|          | 延件数 (件) | 実人員 (人) | 延件数 (件) | 実人員 (人) |
| 52年 4月   | 67,429  | 7,850   | 5,494   | 1,256   |
| 5月       | 72,878  | 9,386   | 5,840   | 1,424   |
| 6月       | 75,829  | 7,991   | 5,288   | 1,258   |
| 7月       | 64,966  | 7,231   | 5,740   | 1,212   |
| 8月       | 80,749  | 8,156   | 4,971   | 1,240   |
| 9月       | 65,065  | 8,127   | 5,625   | 1,346   |
| 10月      | 60,488  | 7,561   | 5,351   | 1,340   |
| 11月      | 63,876  | 8,542   | 5,257   | 1,357   |
| 12月      | 65,518  | 8,758   | 5,495   | 679     |
| 53年 1月   | 93,877  | 11,371  | 5,912   | 1,309   |
| 2月       | 61,768  | 8,226   | 4,366   | 1,220   |
| 3月       | 52,941  | 6,668   | 4,634   | 1,206   |
| 1年間合計    | 825,384 | 99,967  | 63,973  | 14,847  |
| 1ヶ月平均    | 68,782  | 8,330   | 5,331   | 1,237   |

資料：あいりん労働公共職業安定所資料より作成

表Ⅱ—5 月別傷病手当金給付状況 昭和52年

| 区分    |     | 有効手帳数   | 件数 (件) |     |
|-------|-----|---------|--------|-----|
| 年月    |     |         |        |     |
| 52年   | 4月  | 15,342  | 1,240  |     |
|       | 5月  | 15,275  | 1,172  |     |
|       | 6月  | 14,872  | 1,211  |     |
|       | 7月  | 14,571  | 1,182  |     |
|       | 8月  | 14,514  | 1,046  |     |
|       | 9月  | 14,149  | 806    |     |
|       | 10月 | 14,022  | 766    |     |
|       | 11月 | 13,744  | 665    |     |
|       | 12月 | 13,482  | 605    |     |
|       | 53年 | 1月      | 13,432 | 490 |
|       |     | 2月      | 13,404 | 528 |
|       |     | 3月      | 15,741 | 662 |
| 1年間合計 |     | 172,548 | 10,373 |     |
| 1ヶ月平均 |     | 14,379  | 864    |     |

資料：玉出社会保険事務所資料より作成

(d)月別雇用保険給付状況(表Ⅱ—4,「月別雇用保険給付状況」参照)あいらん労働公共職業安定所の昭和52年度の資料によると同安定所を通しての雇用保険給付状況は1ヶ月平均の延給付件数は68,782件で、受給者の実人員は1ヶ月平均8,330人である。その状況を月別にみると10月(延60,488件,実人員7,561人),3月(延52,941件,実人員6,668人)の2ヶ月の雇用保険給付がとくに低い。これは10月と3月がとくに仕事が多いことを示している。他方,お盆休みをふくむ8月(延80,749件,実人員8,156人),正月休みをふくむ1月(延93,877件,実人員11,371人)がとくに高い。これは盆と正月に仕事が少くなることを示している。これがあいらん地区日雇労働者に対する月別雇用保険給付状況の特徴であるとみてよい。次の職安分庁舎を通しての雇用保険給付状況は,1ヶ月平均の延給付件数は5,331件で,受給者の実人員は1,237人である。その状況を月別にみると2月(延4,366件,実人員1,220人),3月(延4,634件,実人員1,206人)の2ヶ月の雇用保険給付がとくに低い。これは2月と3月がとくに仕事が多いことを示している。他方,1月(延5,912件,実人員1,309人),5月(延5,840件,実人員1,424人)がとくに高い。1月は仕事が少くなるためであるが,なぜ5月に仕事が少く

なるかの理由は明確ではない。

(e)月別傷病手当金給付状況（表Ⅱ—5、「月別傷病手当金給付状況」参照）  
 玉出社会保険事務所の昭和52年度の資料によるとあいりん地区日雇労働者が所持している有効手帳数は1ヶ月平均14,379冊であり、そのうち傷病手当金給付は1ヶ月平均864件である。その状況を月別にみると12月（有効手帳数13,482冊，傷病手当金給付605件），1月（13,432冊，490件），2月（13,404冊，528件）の3ヶ月の傷病手当金の給付がとくに低い。これは12，1，2月の冬季に仕事が少なくなるから，傷病の発生が低くなることを示している。他方，4月（15,342冊，1,240件），5月（15,275冊，1,172件）がとくに多く，これは仕事が活発化するにつれて傷病も多くなることを示している。

(2) 相談面接票からみた就労実態

昭和45年以来，大阪市民生局は毎年，あいりん地区日雇労働者を対象とした越年対策を行っている。その実施状況をみると昭和50，51，52年は毎年12月29日から31日の3日間にわたって，年末，年始にかけて臨時宿泊所に入所することを希望する者を対象としてまず面接相談を行い，その結果，どうしても臨時宿泊所に収容しなければならない人を選び出すという方法をとっている。この面接相談の総件数は昭和50，51，52年度はそれぞれ1,299人，1,382人，1,441人である。その結果の収容実人員は昭和50年，993人（14泊

表Ⅱ—6 年齢構成

|      | 総合計              |
|------|------------------|
| 20歳代 | 59<br>(4.3)      |
| 30歳代 | 371<br>(27.1)    |
| 40歳代 | 604<br>(44.1)    |
| 50歳代 | 271<br>(19.8)    |
| 60歳代 | 61<br>(4.5)      |
| 70歳代 | 4<br>(0.2)       |
| 計    | 1,370<br>(100.0) |

表Ⅱ—7 保険加入状況

|      | 雇用保険          |               | 日雇労働者健康保険     |               |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|      | 有             | 無             | 有             | 無             |
| 20歳代 | 21            | 38            | 15            | 44            |
| 30歳代 | 159           | 212           | 121           | 250           |
| 40歳代 | 273           | 331           | 208           | 396           |
| 50歳代 | 109           | 162           | 84            | 187           |
| 60歳代 | 31            | 30            | 25            | 36            |
| 70歳代 | 1             | 3             | 1             | 3             |
| 計    | 594<br>(43.4) | 776<br>(56.6) | 454<br>(33.1) | 916<br>(66.9) |

(注) 各欄の上段は実数，下段は%を示す。表Ⅱ—6～表Ⅱ—19まで以下同じ。

資料：大阪市民生局「あいりん地区越年対策事業統計（昭和52年）」より作成

15日間で延収容人員10,194人), 昭和51年, 1,202人(12泊13日で延収容人員10,322人), 昭和52年, 1,362人(12泊13日で延収容人員11,308人)となっている。収容場所は南港臨時宿泊所と大阪自彊館である。この面接相談票の集計結果は, あいらん地区日雇労働者の就労実態と宿泊実態を最も的確に掌握したものといつてよい。以下, この面接相談票の集計結果により, その就労実態をみよう。

(a)保険加入状況(表Ⅱ-7, 「保険加入状況」参照)大阪市民生局「あいらん地区越年対策事業統計(昭和52年)」によれば, 相談面接に来所した日雇労働者の年齢構成は20歳代4.3%, 30歳代27.1%, 40歳代44.1%, 50歳代19.8%, 60歳代4.5%, 70歳代0.2%であり, 同地の日雇労働者の大部分は30~40歳代(合計71.2%)によって占められていることがわかる(表Ⅱ-6,

表Ⅱ-8 当地区に来た時期

|      | 52年以降         | 50~51         | 48~49         | 42~47         | 41年以前         | 不明          |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 20歳代 | 10            | 15            | 9             | 24            | 0             | 1           |
| 30歳代 | 50            | 58            | 65            | 143           | 46            | 9           |
| 40歳代 | 62            | 55            | 83            | 217           | 171           | 16          |
| 50歳代 | 24            | 33            | 28            | 93            | 83            | 10          |
| 60歳代 | 4             | 6             | 11            | 16            | 21            | 3           |
| 70歳代 | 2             | 0             | 0             | 1             | 1             |             |
| 計    | 152<br>(11.1) | 167<br>(12.2) | 196<br>(14.3) | 494<br>(36.1) | 322<br>(23.5) | 39<br>(2.8) |

「年齢構成」参照)。まず彼らの雇用保険への加入状況についてみると加入者43.4%, 非加入者56.6%であり, 被面接者1,370人のうち776人は仕事にあぶれたとき, 一切の保障がないわけで, 労働条件の基本的部分が欠落していることがわかる。次の日雇労働者健康保険についてみると, 非加入者はさらに多く66.9%になっている。これは万一, 病気したとき, 一切の公的保障がないわけで, 労働条件のなかでも人権問題的部分が欠落していることを示している。病気したとき, 仕事にあぶれたとき, 大部分の日雇労働者は悲惨な状態へと急転落下してゆく状況をこの調査結果は浮き彫りしているといつてよい。

(b)あいらん地区に来た時期(表Ⅱ-8「当地区に来た時期」参照)調査結

果によれば彼らが当地区に来た時期は昭和41年以前という21年以上の長期滞在者が23.5%，また昭和42～47年という，これにつぐ長期滞在者が36.1%で，両者の合計は59.6%である。つまり年末，年始をひとりでは乗り切れない，その日ぐらしの日雇労働者の約6割は当地区におけるかなりの長期滞在者であることを示している。残りの4割の内訳は昭和48～49年14.3%，50～51年12.2%，52年以降11.1%である。

(c)昨夜の宿泊場所（表Ⅱ—9，「昨夜の宿泊場所」参照）この面接相談日は12月29日であるから，12月28日の夜はどこに宿泊したかをたずねたのがこの質問である。調査結果によると55%は簡易宿泊所と答えているが，これらの人びとも29日以降は仕事なくなるので宿泊費も食費にも困るから市の臨時宿泊所へ収容してもらふことを希望しているわけである。28日までにすでに宿泊費もなく野外にねた者（青かん）が34.6%もある。仕事もなく，雇用保険給付事務も停止する年末，年始は彼らにとっては，一般人のおめでたい正月気分とは裏腹に，まさに寒風吹きすさぶ荒野の季節である。

表Ⅱ—9 昨夜の宿泊場所

|      | 簡易宿所          | 飯場         | 青かん           | その他          |
|------|---------------|------------|---------------|--------------|
| 20歳代 | 29            | 0          | 21            | 9            |
| 30歳代 | 200           | 1          | 124           | 46           |
| 40歳代 | 327           | 5          | 226           | 46           |
| 50歳代 | 148           | 3          | 95            | 25           |
| 60歳代 | 47            | 0          | 6             | 8            |
| 70歳代 | 2             | 0          | 2             | 0            |
| 計    | 753<br>(55.0) | 9<br>(0.7) | 474<br>(34.6) | 134<br>(9.7) |

(d)最近の就労状況（表Ⅱ—10，「最近の就労状況（52年11月）」参照）雇用保険給付の資格は2ヶ月間で28日以上，3ヶ月間で78日以上，必要である。従って1ヶ月平均15日以上就労しておく必要がある。調査結果によれば11月の1ヶ月間の就労日が5日以下11.4%，6～10日17.7%，11～15日29.3%であり，就労日が15日以下の者が59.4%である。つまり約6割の人びとは雇用保険給付の資格さえないわけだが，実際には「雇用保険加入状況」の項でみたように非加入者が56.6%もあり，いずれにせよ約6割に近い人びとが雇用保険という制度的救済措置の対象外にすることがあいいりん地区

表Ⅱ-10 最近の就労状況 (52年11月)

|      | 総合計              | 5日以下          | 6～10日         | 11～15日        | 16～20日        | 21日以上         | 不明          |
|------|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 20歳代 | 59<br>(4.3)      | 5             | 10            | 5             | 17            | 19            | 3           |
| 30歳代 | 371<br>(27.1)    | 24            | 63            | 116           | 106           | 43            | 19          |
| 40歳代 | 604<br>(44.1)    | 84            | 107           | 188           | 137           | 67            | 21          |
| 50歳代 | 271<br>(19.8)    | 34            | 47            | 76            | 63            | 35            | 16          |
| 60歳代 | 61<br>(4.5)      | 9             | 16            | 16            | 6             | 7             | 7           |
| 70歳代 | 4<br>(0.2)       | 0             | 0             | 1             | 2             | 0             | 1           |
| 計    | 1,370<br>(100.0) | 156<br>(11.4) | 243<br>(17.7) | 402<br>(29.3) | 331<br>(24.2) | 171<br>(12.5) | 67<br>(4.9) |

日雇労働者対策を考える場合の最大の問題点となっていると見てよい。残余の者についてみると就労日が16～20日24.2%、21日以上12.5%、不明4.9%である。

(e)仕事のつて(表Ⅱ-11,「仕事のつて」参照)この質問には2項目回答してよいことになっている。しかし2項目回答者は1,370人のうち、わずかに14人である。そこで1,384を分母として回答の百分率をみると、仕事のつては「労働福祉センター」が53.9%で第1位である。しかし一般的にいえばもっと多くの人びとが同センターを通して就労できるようなシステムを期待しているわけである。仕事のつての第2位が「手配師」30.4%という事実は行政当局や一般人に大きなショックを与えるものといつてよい。昭和36年の

表Ⅱ-11 仕事のつて (2項目回答も可)

2項目回答者14名

|      | 労働福祉<br>センター  | 職安分室        | 知人、友人       | 手配師           | 親方          | その他         | 表11の合計           |
|------|---------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|------------------|
| 20歳代 | 33            | 1           | 3           | 20            | 0           | 2           | 59<br>(4.3)      |
| 30歳代 | 200           | 5           | 18          | 131           | 13          | 13          | 380<br>(27.5)    |
| 40歳代 | 337           | 6           | 30          | 184           | 24          | 28          | 609<br>(44.0)    |
| 50歳代 | 140           | 4           | 11          | 75            | 16          | 25          | 271<br>(19.6)    |
| 60歳代 | 36            | 2           | 2           | 11            | 2           | 8           | 61<br>(4.4)      |
| 70歳代 | 0             | 0           | 1           | 0             | 1           | 2           | 4<br>(0.2)       |
| 計    | 746<br>(53.9) | 18<br>(1.3) | 65<br>(4.7) | 421<br>(30.4) | 56<br>(4.0) | 78<br>(5.6) | 1,384<br>(100.0) |

表Ⅱ-12 就労形態（2項目回答も可） 2項目回答者4名

|      | 常 雇         | 飯 場           | 直 行         | 日 雇           | その他         | 表12の合計           |
|------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|------------------|
| 20歳代 | 3           | 18            | 0           | 36            | 2           | 59<br>(4.3)      |
| 30歳代 | 10          | 90            | 13          | 246           | 13          | 372<br>(27.1)    |
| 40歳代 | 15          | 172           | 11          | 378           | 29          | 605<br>(44.0)    |
| 50歳代 | 7           | 69            | 6           | 171           | 19          | 272<br>(19.8)    |
| 60歳代 | 3           | 12            | 1           | 40            | 6           | 62<br>(4.5)      |
| 70歳代 | 1           | 1             | 0           | 0             | 2           | 4<br>(0.3)       |
| 計    | 39<br>(2.8) | 362<br>(26.3) | 31<br>(2.3) | 871<br>(63.4) | 71<br>(5.2) | 1,374<br>(100.0) |

表Ⅱ-13 一 日 平 均 賃 金

|      | 3,000円<br>未 満 | 3,000<br>～3,999円 | 4,000<br>～4999円 | 5,000円<br>以 上 | 不 明           | 表13の合計           |
|------|---------------|------------------|-----------------|---------------|---------------|------------------|
| 20歳代 | 1             | 1                | 20              | 28            | 9             | 59<br>(4.3)      |
| 30歳代 | 3             | 4                | 142             | 170           | 52            | 371<br>(27.1)    |
| 40歳代 | 11            | 8                | 280             | 232           | 73            | 604<br>(44.1)    |
| 50歳代 | 12            | 3                | 151             | 80            | 25            | 271<br>(19.8)    |
| 60歳代 | 3             | 1                | 39              | 9             | 9             | 61<br>(4.5)      |
| 70歳代 | 1             | 0                | 1               | 0             | 2             | 4<br>(0.2)       |
| 計    | 31<br>(2.3)   | 17<br>(1.2)      | 633<br>(46.2)   | 519<br>(37.9) | 170<br>(12.4) | 1,370<br>(100.0) |

表Ⅱ-14 仕事の内容（2項区以上回答も可）

2項目以上回答者30名

|      | 土 工           | 左 官        | ト ビ         | 鉄 筋         | 大 工         | 運転手        | 運転助手       |
|------|---------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 20歳代 | 44            | 0          | 1           | 2           | 0           | 0          | 0          |
| 30歳代 | 255           | 4          | 9           | 18          | 8           | 3          | 1          |
| 40歳代 | 381           | 3          | 13          | 10          | 5           | 0          | 2          |
| 50歳代 | 129           | 1          | 2           | 5           | 4           | 1          | 0          |
| 60歳代 | 19            | 0          | 1           | 0           | 0           | 0          | 0          |
| 70歳代 | 0             | 0          | 0           | 0           | 0           | 0          | 0          |
| 計    | 828<br>(59.2) | 8<br>(0.6) | 26<br>(1.9) | 35<br>(2.5) | 17<br>(1.2) | 4<br>(0.3) | 3<br>(0.2) |

釜ヶ崎騒動以来、手配師追放がさげばれてきたのに、現在も強く生き残っているものであり、あいらん地区日雇労働者対策を考える場合は、この点がまた大きな問題点になっているとあってよい。そのほかのつてについてみると職安分室1.3%、友知人4.7%、親方4%、その他5.6%である。

(f)就労形態（表Ⅱ-12、「就労形態」参照）この質問も2項目回答も可となっているが、実際に2項目回答したのは4名のみである。従って1,374人を分母として回答の百分率をみると、大部分の人びとは日雇63.4%、飯場26.3%である。飯場で就労している人びとが正月と盆にあいらん地区に帰省してくるのはここ10数年の間に定着したあいらん地区特有の現象となっている。そのほかについてみると常雇2.8%、直行2.3%、その他5.2%である。

(g)1日平均賃金（表Ⅱ-13、「1日平均賃金」参照）調査結果によると4,000～4,999円46.2%、5,000円以上37.9%が大部分を占めている。かりに1日平均5,000円とすれば1ヶ月で15万円となる勘定であるが、実際にはそういう仕事が毎日あるわけではなく、またたとえあったとしても重労働であるため、1ヶ月間の就労日数は前記の資料でもわかるように15日以下が多く、従って月収は7～8万円とみてよい。これからドヤ代と食費を支払うのがやっとならぬという人びとが多いのである。そのほかでは3,000円未満2.3%、3,000～3,999円1.2%、不明12.4%である。

(h)仕事の内容（表Ⅱ-14、「仕事の内容」参照）この質問も2項目回答可であり、30名が2項目回答である。そこで1,400を分母として回答の百分率をみると主たる仕事は土工59.2%、雑役28.5%である。つまりその合計87.7%の人びとはきわめて単純な肉体労働であることを示している。そのほかの

| 荷造り        | ワイヤー掛      | ワイヤーけ      | 熔接         | 工員       | 船内そうじ         | 雑役          | その他              | 表14の合計        |
|------------|------------|------------|------------|----------|---------------|-------------|------------------|---------------|
| 0          | 0          | 0          | 0          | 0        | 0             | 10          | 2                | 59<br>(4.2)   |
| 1          | 3          | 2          | 1          | 0        | 0             | 74          | 12               | 391<br>(27.9) |
| 1          | 0          | 0          | 0          | 0        | 0             | 172         | 22               | 609<br>(43.5) |
| 0          | 1          | 0          | 1          | 0        | 0             | 100         | 30               | 274<br>(19.6) |
| 0          | 0          | 1          | 0          | 0        | 0             | 38          | 4                | 63<br>(4.5)   |
| 0          | 0          | 0          | 1          | 0        | 0             | 1           | 2                | 4<br>(0.3)    |
| 2<br>(0.1) | 4<br>(0.3) | 3<br>(0.2) | 3<br>(0.2) | 0<br>(0) | 395<br>(28.5) | 72<br>(5.1) | 1,400<br>(100.0) |               |

職種についてみると、左官0.6%、トビ1.9%、鉄筋パネル運び2.5%、大工1.2%、運転手0.3%、運転助手0.2%、荷造り0.1%、ワイヤー掛け0.3%、熔接工0.2%、工員0.2%、その他5.1%である。

(i)あいらん地区の人口数、世帯数（表Ⅱ—15、「あいらん地区の人口数、世帯数」および図—1「あいらん地区周辺図」参照）ここでは日雇労働者が生活する地区の環境および宿泊の状況についてみよう。昭和50年度国勢調査によればあいらん地区の町丁別の人口数、世帯数は次の通りである。山王1丁目：3,189人、1,374世帯、山王2丁目：2,818人、1,196世帯、太子1丁目：3,408人、2,386世帯、太子2丁目：1,149人、699世帯、萩之茶屋1丁目：4,720人、3,902世帯、萩之茶屋2丁目：3,420人、2,736世帯、萩之茶屋3丁目：2,572人、1,707世帯、花園北1丁目：1,015人、483世帯、天下茶屋北1丁目：926人、341世帯であり、その人口総数は23,217人、その世帯総数は14,824世帯である。ところでその大部分は前記したように同地区内に居住する住民や商店関係者であり、日雇労働者は住民登録をしていない者が多く、この数字のなかには含まれていない。西成労働福祉センターの資料によれば、この地区の日雇労働者推定数は昭和53年3月現在で18,461人であり、従ってその総合計は23,217人+18,461人=41,678人と推定される。同地区の面積は0.62平方キロメートルであるからその人口密度は1平方キロメートル当り67,800人という超過密居住地区となっている。これは大阪市の平均人口密度の約5倍である。

表Ⅱ—15 あいらん地区の人口数、世帯数

昭和50年度国調資料

| 町丁名      | 人口・世帯 | 人口総数    | 男人数     | 女人数    | 世帯数    |
|----------|-------|---------|---------|--------|--------|
| 山王1丁目    |       | 3,189人  | 1,646人  | 1,543人 | 1,374  |
| 山王2丁目    |       | 2,818人  | 1,464人  | 1,354人 | 1,196  |
| 太子1丁目    |       | 3,408人  | 2,529人  | 879人   | 2,386  |
| 太子2丁目    |       | 1,149人  | 783人    | 366人   | 699    |
| 萩之茶屋1丁目  |       | 4,720人  | 4,057人  | 663人   | 3,902  |
| 萩之茶屋2丁目  |       | 3,420人  | 2,818人  | 602人   | 2,736  |
| 萩之茶屋3丁目  |       | 2,572人  | 1,920人  | 652人   | 1,707  |
| 花園北1丁目   |       | 1,015人  | 600人    | 415人   | 483    |
| 天下茶屋北1丁目 |       | 926人    | 444人    | 482人   | 341    |
| 合計       |       | 23,217人 | 16,261人 | 6,956人 | 14,824 |

(j)諸施設の種類および数(表Ⅱ-16,「諸施設の種類および数」参照)昭和52年末現在の西成警察署調査結果によるとあいりん地区の宿泊施設は旅館31,簡易宿所194,日払いアパート36,一般アパート245,合計506軒である。次に飲食店関係では立飲み屋122,酒類販売業31,食堂185,移動飲食店20,ホルモン焼店26,喫茶店143,すし屋19,お好焼屋47,中華食堂19,スナック53,合計665軒である。とくに立飲み屋,酒類販売業,食堂,喫茶店が一般の他地区に比べて非常に多いことが特徴となっている。これは日雇労働者の生活実態を客観的に反映したものと見てよい。また遊技場としてはパチンコ店,11,マージャン店20,その他3,合計34軒がある。また質屋は

表Ⅱ-16 諸施設の種類および数

昭和52年末現在西成警察署調

| 施 設 の 種 類        |               | 戸 数 |
|------------------|---------------|-----|
| 宿<br>泊<br>施<br>設 | 旅 館           | 31  |
|                  | 簡 易 宿 所       | 194 |
|                  | 日 払 い ア パ ー ト | 36  |
|                  | 一 般 ア パ ー ト   | 245 |
|                  | 計             | 506 |
| 飲<br>食<br>店      | 立 飲 み 屋       | 122 |
|                  | 酒 販 売 業       | 31  |
|                  | 食 堂           | 185 |
|                  | 移 動 飲 食 店     | 20  |
|                  | ホ ル モ ン 店     | 26  |
|                  | 喫 茶 店         | 143 |
|                  | す し 屋         | 19  |
|                  | お 好 焼 屋       | 47  |
|                  | 中 華 食 堂       | 19  |
|                  | ス ナ ッ ク       | 53  |
| 計                | 665           |     |
| 遊<br>技<br>場      | パ チ ン コ 店     | 11  |
|                  | マ ー ジ ャ ン 店   | 20  |
|                  | そ の 他         | 3   |
|                  | 計             | 34  |
| 質 店              | 19            |     |

19店である。

(k)宿泊料金 (表Ⅱ-17, 「宿泊料金」参照) 昭和52年末現在, 西成警察署調査結果によると簡易宿所の宿泊料金は1畳で最低160円, 最高1,000円 (利用度の高い料金350円), 2畳で最低250円, 最高800円 (利用度の高い料金500円), 3畳で最低350円, 最高1,300円 (利用度の高い料金650円), 4.5畳で最低400円, 最高1,600円 (利用度の高い料金850円), 4.5畳以上で最低800円, 最高3,500円 (利用度の高い料金1,200円), ベッド式で最低550円, 最高650円 (利用度の高い料金550円), 箱型で最低170円, 最高350円 (利用度の高い料金170円) となっている。日雇労働者が最も多く利用する宿泊料金は平均的にみて約1泊550円であるから, 1ヶ月間に宿泊料を16,500円も支払っているのが実情である。

(l)簡易宿所の実態 (表Ⅱ-18, 「簡易宿所の実態」参照) 昭和53年1月現在の西成警察署調査結果によるとあいりん地区の簡易宿所は個室 (小間式)

表Ⅱ-17 宿 泊 料 金

昭和52年末現在西成警察署調

|     |       | 最 低 (円) | 最 高 (円) | 利 用 度 の<br>高 い 料 金 (円) |
|-----|-------|---------|---------|------------------------|
| 1   | 畳     | 160     | 1,000   | 350                    |
| 2   | 畳     | 250     | 800     | 500                    |
| 3   | 畳     | 350     | 1,300   | 650                    |
| 4.5 | 畳     | 400     | 1,600   | 850                    |
| 4.5 | 畳 以 上 | 800     | 3,500   | 1,200                  |
| ベ   | ッ ト 式 | 550     | 650     | 550                    |
| 箱   | 型     | 170     | 350     | 170                    |

表Ⅱ-18 簡 易 宿 所 の 実 態

昭和53年1月現在西成警察署調

| 組 合 加 入 別<br>種 類 | 加 入 |        | 未 加 入 |       | 合 計 |        |
|------------------|-----|--------|-------|-------|-----|--------|
|                  | 戸 数 | 収容能力   | 戸 数   | 収容能力  | 戸 数 | 収容能力   |
| 個 室 (小間)         | 156 | 17,321 | 29    | 1,437 | 185 | 18,758 |
| ベ ッ ド 式          | 1   | 96     | 0     | 0     | 1   | 96     |
| 箱 型              | 2   | 241    | 2     | 71    | 4   | 312    |
| 個 室・箱型併用         | 4   | 445    | 0     | 0     | 4   | 445    |
| 計                | 163 | 18,103 | 31    | 1,508 | 194 | 19,611 |

185軒、収容能力18,758人、ベッド式1軒、収容能力96人、箱型4軒、収容能力312人、個室・箱型併用4軒、収容能力445人であり、その合計数は194軒で、合計収容能力19,611人である。これは同地区の日雇労働者の推定数18,461人にほぼ見合う数字である。

(m) 宿泊者の状況 (表Ⅱ-19, 「宿泊者の状況」参照) 昭和52, 53年の西成警察署の調査結果によると (これは毎日20日の24時の時点で一斉調査されたものである), 昭和52年3月では、調査対象宿所数194軒、最大収容人員20,023人で実際の宿泊者合計は15,520人 (うち日雇労働者13,059人), 宿泊率78%である。また昭和53年3月では、調査対象宿所数189軒、最大収容人員19,315人で実際の宿泊者合計は15,445人 (うち日雇労働者13,143人), 宿泊率80%である。

表Ⅱ-19 宿泊者の状況

西成警察署調

|          | 宿泊者<br>合計 | 内 訳    |       |     |     | 最大収容<br>人員 | 調査対<br>象宿数 | 宿泊率<br>% |
|----------|-----------|--------|-------|-----|-----|------------|------------|----------|
|          |           | 日 雇    | その他   | 女   | 子 供 |            |            |          |
| 昭和52年 3月 | 15,520    | 13,059 | 1,741 | 540 | 180 | 20,023     | 194        | 78       |
| 6月       | 14,729    | 12,034 | 2,008 | 521 | 166 | 20,023     | 194        | 74       |
| 9月       | 14,976    | 12,608 | 1,638 | 527 | 203 | 19,826     | 192        | 76       |
| 12月      | 14,075    | 11,528 | 2,035 | 445 | 67  | 19,505     | 191        | 72       |
| 昭和53年 3月 | 15,445    | 13,143 | 1,611 | 578 | 113 | 19,315     | 189        | 80       |

(注) 本調査は毎月20日、24時の時点で一斉調査されたものである。

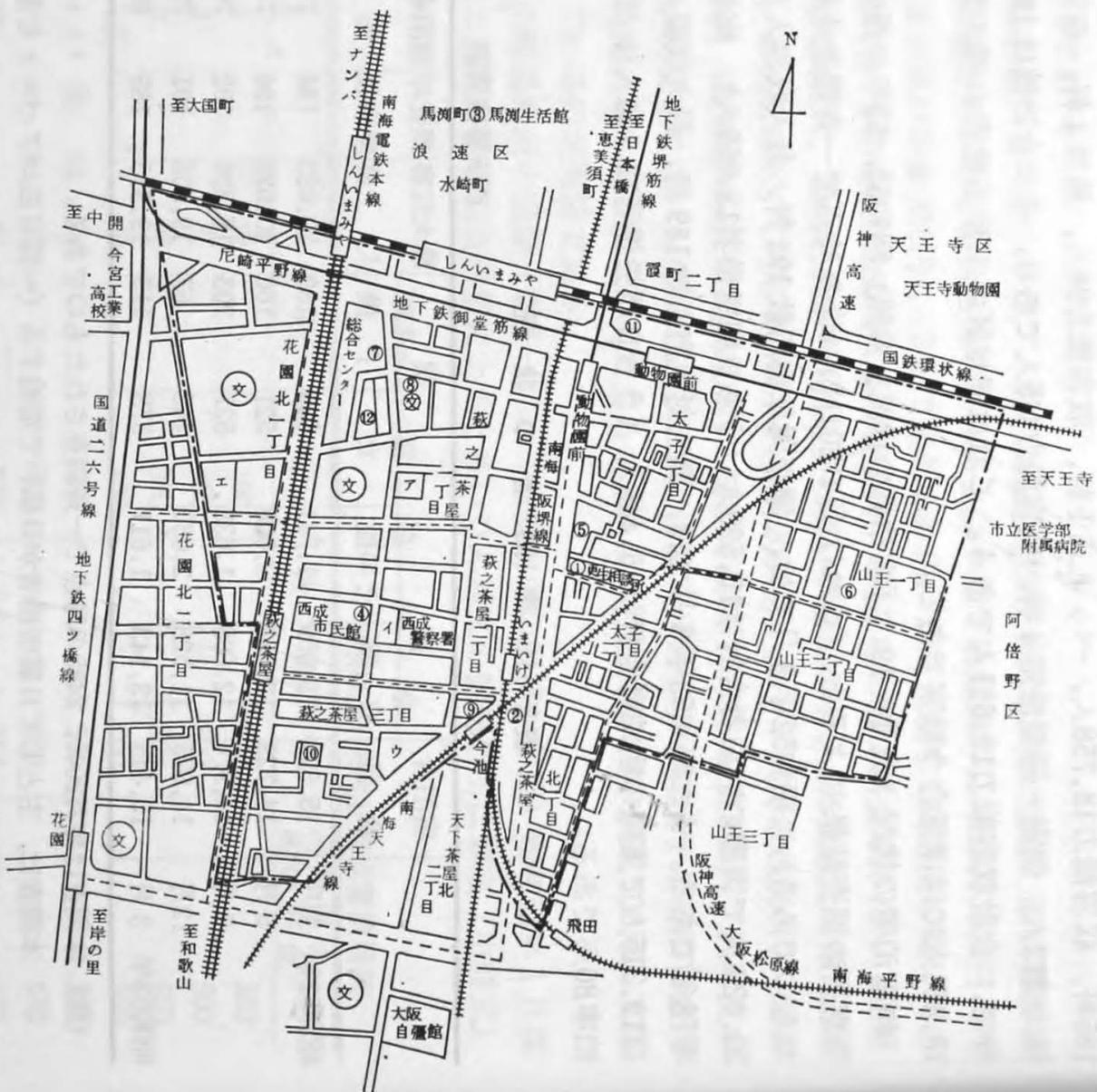
本調査は、主として日雇労働者が日払いで宿泊する (一部日払いアパートも含む) 簡易宿所について実施されたものである。

図一 あいりん地区周辺図

地区内の主な建物

| 記号 | 名              | 称   |
|----|----------------|---|
| ①  | 市立更生相談所        | (西成保健所分室<br>あいりん生活相談室・<br>あいりん銀行<br>簡易婦人相談所)          |
| ②  | 今池生活館・同保育所     |   |
| ③  | 馬淵生活館・同保育所     |   |
| ④  | 西成市民館・わかくさ保育園  |   |
| ⑤  | 東田保育所          |   |
| ⑥  | 山王保育所          |   |
| ⑦  | 愛隣総合センター       | (大阪社会医療センター<br>西成労働福祉センター<br>あいりん公共職業安定所<br>市営萩之茶屋住宅) |
| ⑧  | 新今宮小・中学校       |   |
| ⑨  | 西成消防署海道出張所     |   |
| ⑩  | あいりん公共職業安定所分室  |   |
| ⑪  | 大阪自彊館愛隣寮       |   |
| ⑫  | 萩之茶屋第2住宅       |   |
| ア  | 萩之茶屋北公園        |   |
| イ  | 萩之茶屋中公園        |   |
| ウ  | 萩之茶屋南公園 (三角公園) |   |
| エ  | 花園公園           |   |

資料出所：大阪市民生局資料



(46)

### Ⅲ 日雇労働者の生活実態とその疎外的状況

#### 1 あいらん地区の1時宿泊所的性格とその問題点

あいらん地区を特徴づけるものはⅡの1で前述した、同地区の日雇労働力市場的性格とともに、単身移動日雇労働者の1時宿泊的・予備飯場の機能を提供し、ヤミ労働市場の存立を側面的に支えるドヤ街の1時宿泊所的性格である。Ⅱの1では資本主義社会の経済構造的、社会構造的視点から日本における資本主義的経済恐慌のそれぞれの時期で生みだされた相対的過剰人口としての流動的失業者、潜在的失業者、停滞的失業者が大都市に流入し、景気、不景気のはげしい波間のなかで、資本主義的生産調整を円滑に運行させるためのバッファ的、安全装置的、予備軍的労働力として、また価格競争のための低賃金労働力として都市産業を支えてきた経緯について検討した。この場合、相対的過剰人口としての日雇労働者の性格が戦前の「押出・世帯・定着型」から、戦後、とくに昭和30年以降にいたって「吸引・単身・流動型」へと大きく変化したことに注目すべきことを強調した。あいらん地区の1時宿泊所的性格はこういう構造的変化への対応結果として形成されたのであり、それがドヤ街における単身移動日雇労働者たちの人間関係的疎外状況を生み出しているのである。戦前のスラム居住者のスラム地区への流入原因の特徴は、(1)人種的、身分的差別を避けるため大都市のスラム地区に逃避的に流入したこと、(2)社会的、経済的圧迫から逃れるためにスラム地区に逃避的に流入したこと、(3)経済的競争のなかで時代的变化に即応できず職業的、経済的落差の谷間に落ち込み、沈滞的にスラム地区に居住したことである。

その結果としてスラム地区の特性は、(1)物的環境の荒廃性（老朽家屋、過密居住、環境衛生状態の低悪など）、(2)生活状態の低劣性（低収入、不安定的収入、生活水準の低さなど）、(3)一般社会からの凝離（segregation）的、隔離的ロケーション、(4)生活意識の低下、逸脱性（社会的価値意識の低下、規範的統制力の弱化、逸脱行動の発生など）などであると指摘されてきた。しかし戦後の、とくに昭和30年代以降の経済の高度成長とともに急激に膨張したあいらん地区、東京の山谷地区、横浜の寿町地区などのドヤ街スラムにおいては前記したスラムへの流入原因やスラム地区の特性とは異なった新しい特徴や特性が現われたのである。

すなわちドヤ街への流入原因は出稼ぎ的、日雇的労働者の1時宿泊的なものであり、ドヤ街の特性は日雇労働者を人間関係的にみて孤独な状況に落し

入れていることである。全般的にみると技術革新，経済成長に伴って一般労働者の労働条件はかなり改善されたが，不幸にも彼らが吸引された土木，建設，港湾荷役，陸上運輸，下請製造業などの業種には技術革新の恩恵が及ばない単純肉体労働を必要とする仕事の領域が付随しており，彼らの労働はその末端的，臨時的なものであった。またその労働の性格の規定をうけて彼らの居住生活の形態は1時宿泊所的性格，ヤミ労働市場関連施設的性格，予備飯場的性格のものとなったのである。前払い，日払いのドヤ・システムのなかで毎日の宿所は変わり，仲間もうまれないし，親，兄弟，子供，親戚たちから離れて彼らは毎日，人間関係的に孤独な状況のなかで生活せざるをえないのである。以下において，あいりん地区日雇労働者の生活実態を通して，その疎外状況をさらに具体的にみよう。

## 2 生活実態とその疎外的状況

昭和53年3月に発行された西成愛隣会の報告書「愛隣地区の労働者実態調査」はこの地区の日雇労働者の生活実態をなまなましく伝えている。この調査は昭和52年7月30日から8月31日にわたって実施されたものであり，西成区民生委員が調査員となり，同地区の643名の日雇労働者を対象として16項目の質問事項について調査したものである。以下，この報告書の資料にもとづいて日雇労働者の生活実態についてみよう。

(a)年齢構成（表Ⅲ—1「年齢構成」参照）前記した大阪市民生局「あいりん地区越年対策事業統計（昭和52年）」の調査結果とこの西成愛隣会の調査結果はあいりん地区日雇労働者の年齢構成においてほぼ同じ数値を示しており，これは同地区日雇労働者の年齢構成の特徴を示したものとみてよい。西成愛隣会を前に，民生局を後にという形で示すと年齢構成は次の通りである。20歳代5.9%（西成愛隣会）：4.3%（民生局），30歳代26.8%：27.1%，40歳代36.7%：44.1%，50歳代18.2%：19.8%，60歳代8.4%：4.5%，70歳代3.9%：0.2%である。このうち40歳代では民生局のものに比べて西成愛隣会のものがやや少く，逆に60歳，70歳代では西成愛隣会のものがやや多くなっている。西成愛隣会の調査は主に大阪市立更生相談所にくる人びとを対象としているため，越年のため臨時宿泊所に入所希望をする者に比べてやや年齢的に高い結果が出たものであるが，全体的にみると40歳代第1位，30歳代第2位，50歳代第3位という，同地区の日雇労働者の年齢構成的特徴を示したものとみてよい。

表Ⅲ—1 年齢構成

| 年齢     | 合計 | 実数(人) | %     |
|--------|----|-------|-------|
|        |    | 643   | 100.0 |
| 20～29歳 |    | 38    | 5.9   |
| 30～39歳 |    | 172   | 26.8  |
| 40～49歳 |    | 236   | 36.7  |
| 50～59歳 |    | 117   | 18.2  |
| 60～69歳 |    | 54    | 8.4   |
| 70歳以上  |    | 25    | 3.9   |
| 回答なし   |    | 1     | 0.1   |

表Ⅲ—2 あいりん地区居住年数

| 居住期間        | 合計 | 実数(人) | %     |
|-------------|----|-------|-------|
|             |    | 643   | 100.0 |
| 5年未満        |    | 204   | 31.7  |
| 5年以上～10年未満  |    | 144   | 22.4  |
| 10年以上～15年未満 |    | 162   | 25.2  |
| 15年以上～20年未満 |    | 66    | 10.3  |
| 20年以上       |    | 64    | 9.9   |
| 回答なし        |    | 3     | 0.5   |

資料出所：西成愛隣会「愛隣地区の労働者実態調査（昭和53年3月）」より作成

(b)居住年数（表Ⅲ—2「あいりん地区居住年数」参照）5年未満31.7%，5年以上10年未満22.4%，10年以上15年未満25.2%，15年以上20年未満10.3%，20年以上9.9%である。これを越年対策のための民生局調査と比較すると居住年数の長い者が多くなっている。すなわち民生調査結果をこれと比較できるように組みなおしてみると5年未満が37.6%（来住時期が48～49年と50～51年と52年以降のものを合計した%），5年以上10年未満が36.1%（42～47年の%），10年以上のもの23.5%（41年以前来住の%）となっている。これは大阪市立更生相談所にくる人びとは越年臨時宿泊を希望するものに比べて居住年数の長い，定着的な人びとが多いことを示している。

(c)出身地（表Ⅲ—3「出身地」参照）日雇労働者の出身地を多い順位にみると1位近畿27.2%，九州26.8%，中国11.9%，四国10.9%，関東5.6%，東北5.4%，中部5.4%，沖縄・その他3.6%，北海道3.1%である。一般にいわれるように西日本の出身者が圧倒的に多いことを示している。

(d)当地へきた理由（表Ⅲ—4「当地にきた理由」参照）来住理由では「故郷では仕事が少ないので出稼ぎにきた」が36.1%で最も多い。産業構造の変化で，農業その他の第1次産業で収入がえられなくなった人びとが都市型産業へ吸引されてきていることを如実に示している。来住理由の第2位は「別に理由はないが気楽にらせるから」28.8%である。農村共同体の桎梏から逃げ出し，都会的自由に吸引されてきたことを示している。もちろん，そのうらには農村や地方でも収入はえられるが，都会の方がより収入が高く，雇用機会の多い都市へ吸引されたことを意味しているとみてよい。来住理由の第3位は「故郷では住みにくい理由があったから」26.1%である。このなか

表Ⅲ—3 出身地

| 出身地    | 合計 | 実数(人) | %    |
|--------|----|-------|------|
|        |    | 643   |      |
| 北海道    |    | 20    | 3.1  |
| 東北     |    | 35    | 5.4  |
| 関東     |    | 36    | 5.6  |
| 中部     |    | 35    | 5.4  |
| 近畿     |    | 175   | 27.2 |
| 中国     |    | 77    | 11.9 |
| 四国     |    | 70    | 10.9 |
| 九州     |    | 172   | 26.8 |
| 沖縄・その他 |    | 23    | 3.6  |

表Ⅲ—4 当地へきた理由

| 来住理由               | 合計 | 実数(人) | %    |
|--------------------|----|-------|------|
|                    |    | 643   |      |
| 故郷では仕事が少ないので出稼ぎにきた |    | 232   | 36.1 |
| 故郷では住みにくい理由があったから  |    | 168   | 26.1 |
| 友人・知人をたよってきた       |    | 56    | 8.7  |
| 別に理由はないが気楽にくらせるから  |    | 185   | 28.8 |
| 回答なし               |    | 2     | 0.3  |

には借金で首が回らなくなったというたぐいの経済的理由や村人や親類との人づきあいのもつれ、家族の不和など人間関係的理由などさまざまな理由がふくまれているとみてよい。第4位は「友人、知人をたよってきた」8.7%である。これは実際には前述の第1, 2, 3位の理由のなかのどれかにふくまれるものである。

(e)家庭状況 (表Ⅲ—5「家庭状況」参照) その調査結果によれば日雇労働者が家族的人間関係から孤立し、ドヤ街で人間関係的疎外状況に置かれていることがわかる。最も多い類型は「妻はなく、故郷に家族をおいて1人でくらしている」58.8%である。このなかには独身のものもあるが、大部分は離婚、死亡、行方不明などの理由で妻を失い、親や子どもを故郷に残してあ

表Ⅲ—5 家庭状況

| 家庭状況               | 合計   | 実数(人) | %    |
|--------------------|------|-------|------|
|                    |      | 643   |      |
| 親兄弟とも死んで家族はいない     |      | 174   | 27.1 |
| 故郷に家族をおいて1人でくらしている | 妻あり  | 39    | 6.0  |
|                    | 妻なし  | 378   | 58.8 |
|                    | 回答なし | 12    | 1.9  |
| 家族とともにここに住んでいる     |      | 23    | 3.6  |
| 回答なし               |      | 17    | 2.6  |

いりん地区に出稼ぎにきている人びとが大部分であるとみてよい。第2位は「親兄弟とも死んで家族はいない」27.1%であり、彼らはまさに天涯孤独の身であり、ある意味であいらん地区日雇労働者の不幸で、わびしい姿を典型的に浮き彫りにしているものといつてよい。第3位は「妻はあるが、故郷に家族をおいて1人でくらしている」6%である。「家族とともに住んでいる」はわずか3.6%にすぎない。この調査結果はあいらん地区の日雇労働者の大部分が家族的人間関係にめぐまれず、全く見はなされていることを如実に物語っている。

(f)住民登録（表Ⅲ—6「住民登録」参照）「住民登録をしている者」はわずか16.6%にすぎず、80.6%の人びとは住民登録をしていない。このため一般市民であれば当然受けられる公的扶助からも締め出されることとなる。

表Ⅲ—6 住民登録

| 登録状況    | 合計 | 実数(人) | %    |
|---------|----|-------|------|
|         |    |       | 643  |
| 登録している  |    | 107   | 16.6 |
| 登録していない |    | 518   | 80.6 |
| 回答なし    |    | 18    | 2.8  |

表Ⅲ—7 医療保険

| 加入状況    | 合計 | 実数(人) | %    |
|---------|----|-------|------|
|         |    |       | 643  |
| 日雇健保加入  |    | 252   | 39.2 |
| 国民健保加入  |    | 15    | 2.3  |
| 加入先不明   |    | 4     | 0.6  |
| 加入していない |    | 364   | 56.6 |
| 回答なし    |    | 8     | 1.2  |

(g)医療保険（表Ⅲ—7「医療保険」参照）日雇健保への加入は39.2%で、前述の民生局調査結果（33.1%）とほぼ同じであるが、国民健康保険への加入はわずか2.3%にすぎない。日雇健保と国民健保のいずれにも加入していない人びとが56.6%もあり、あいらん地区日雇労働者の半数以上の人びとが医療福祉の対象ともなりにくく、病気になった時の不安にいつもさらされているのである。

(h)1日の生活費（表Ⅲ—8「1日の生活費」参照）1日の生活費のなかには宿泊費、食費、酒代、衣料費、娯楽費、交通費、風呂代、たばこ代など、生活に関係あるすべての費用がふくまれていることを考えると、彼らの生活がいかにきびしいものであるかがわかる。最も多いのは1日2,000円以上～3,000円未満、36.2%、第2位は1,000円以上～2,000円未満、26.0%、第3位は3,000円以上～4,000円未満、22.1%である。

表Ⅲ—8 1 日 の 生 活 費

| 1日の生活費            | 合 計 | 実 数 (人) | %    |
|-------------------|-----|---------|------|
|                   |     |         | 643  |
| 1,000未満           |     | 15      | 2.3  |
| 1,000円以上～2,000円未満 |     | 167     | 26.0 |
| 2,000円以上～3,000円未満 |     | 233     | 36.2 |
| 3,000円以上～4,000円未満 |     | 142     | 22.1 |
| 4,000円以上          |     | 54      | 8.4  |
| 回答なし              |     | 32      | 5.0  |

(i) 宿泊費 (表Ⅲ—9「宿泊費」参照) 大部分の日雇労働者 (84.3%) は1日の宿泊費は200円以上～500円未満であり、安いドヤを利用していることがわかる。最も多いのは300円以上～400円未満, 36.2%, 第2位は200円以上～300円未満, 26%, 第3位は400円以上～500円未満, 22.1%であり, その合計は84.3%である。1日500円以上のドヤを利用する者はきわめて少ないことがわかる。すなわち500円以上～600円未満, 8.4%, 600円以上～700円未満, 5%, 700円以上～800円未満, 2%, 800円以上～900円未満, 1.1%, 900円以上, 0.3%である。

表Ⅲ—9 宿 泊 費 (ドヤ代) 2項目回答者が54人いる  
ため合計697になっている

| 宿 泊 費         | 合 計 | 実 数 (人) | %    |
|---------------|-----|---------|------|
|               |     |         | 697  |
| 200円未満        |     | 15      | 2.2  |
| 200円以上～300円未満 |     | 167     | 23.9 |
| 300円以上～400円未満 |     | 233     | 33.4 |
| 400円以上～500円未満 |     | 142     | 20.4 |
| 500円以上～600円未満 |     | 54      | 7.7  |
| 600円以上～700円未満 |     | 32      | 4.6  |
| 700円以上～800円未満 |     | 13      | 1.9  |
| 800円以上～900円未満 |     | 7       | 1.0  |
| 900円以上        |     | 2       | 0.3  |
| 回答なし          |     | 32      | 4.6  |

(j) 心配ごと, 悩みごと (表Ⅲ—10「心配ごと, 悩みごと」参照) 心配ごと, 悩みごとの上位の4つはあいりん地区日雇労働者の生活実態の特徴を浮き彫りしている。第1位は「金銭のこと」50.5%, 第2位は「病気やケガの

こと」42.2%，第3位は「仕事のこと」34.1%，第4位は「家のこと」12.8%である。雨の日，年末年始，お盆には仕事がない。不景気の風はいちはやくあいらん地区に影響を与え，仕事が少くなる。こういう事情から金のこと，仕事のごとは彼らにとっての毎日，毎日の切実な悩みであり，心配ごとである。またその仕事は重労働であり，危険な仕事が多い。過労で病気したり，危険な仕事でケガをする者も多い。身体1つが資本である彼らにとっては病気とケガは生きるか，死ぬかを左右する深刻な問題である。またあいらん地区の日雇労働者の大部分の者（66.7%）は「故郷に家族をおいて1人でくらしている」（表Ⅲ-5参照）のである。こういう事情から家族のことを心配し，家族のことに悩みながら孤独な生活を送っている人びとが多いのである。このほかの心配ごと，悩みごととしては「住居のこと」5.9%，「セックスのこと」3.7%，「路上強盗のこと」2%，「酒のこと」1.6%，「手配師のこと」1.6%などがある。

表Ⅲ-10 心配ごと，悩みごと

〔2項目回答者が380人いるため合計1,023になっている〕

| 心配・なやみ          | 合計 | 調査人員 (人) | %     |
|-----------------|----|----------|-------|
|                 |    |          | 1,023 |
| 金 銭 の こ と       |    | 325      | 31.7  |
| 病 気 や ケ ガ の こ と |    | 271      | 26.5  |
| 仕 事 の こ と       |    | 219      | 21.4  |
| 友 人 の こ と       |    | 12       | 1.2   |
| 家 族 の こ と       |    | 82       | 8.0   |
| 住 居 の こ と       |    | 38       | 3.7   |
| 酒 の こ と         |    | 10       | 1.0   |
| セックスのこと         |    | 24       | 2.3   |
| 手配師のこと          |    | 10       | 1.0   |
| 路上強盗のこと         |    | 13       | 1.3   |
| そ の 他           |    | 19       | 1.9   |

(k)老後について（表Ⅲ-11「老後について」参照）彼らの大半の人びと（58.5%）は「老後はどうなるかわからない」と回答しており，その日稼ぎの労働者の不安やあきらめが如実に読みとれる。また「家族のいるところへかえる」が15.6%，「親類に身をよせる」が10.4%であるが，はたして老後になってから家族や親類が彼らを受け入れてくれるかどうかは疑問である。「ゆくところはないが老後の計画はある」と回答したものは14%である。ゆ

表Ⅲ-11 老 後 に つ い て

| 老 後               | 調 査 人 員 | %    |
|-------------------|---------|------|
|                   |         | 643  |
| 家族のいるところへかえる      | 100     | 15.6 |
| 親類に身をよせる          | 67      | 10.4 |
| ゆくところはないが老後の計画はある | 90      | 14.0 |
| どうなるかわからない        | 376     | 58.5 |
| 回答なし              | 10      | 1.5  |

くところもない老後の計画とは一体どういう計画であるかを考えるとこういう回答であるにしても彼らの老後のことが心配されるのである。

#### Ⅳ あいりん地区対策の現状と課題

##### 1 あいりん地区対策の概要

##### (1) あいりん地区対策の沿革

大阪市社会福祉審議会は、昭和51年6月30日、大阪市長からあいりん地区福祉対策の今後の進め方について意見を求められ、あいりん地区福祉対策専門分科会を設置し、現地調査を含め、多数回の審議を重ね、その結果に基づいて昭和54年4月23日にそれに対する答申を提出した。注②その答申はあいりん地区対策の沿革を次のように要約している。「昭和36年8月の最初の釜ヶ崎騒動を契機に大阪府、大阪市も同地区に対する対策を強化してきた。大阪市においては、種々の相談事業を強化拡充するため新たに愛隣会館を建設するとともに、日雇労働者の自立更生意欲を高めるための施策の一環としてあいりん銀行を開設、また保健衛生対策を実施するため西成保健所分室を開設した。さらには不就学児童対策として愛隣小中学校の開設、及び乳幼児対策として愛隣保育園の開設、困窮世帯に対する施策として愛隣寮・今池生活館の建設などの事業を行ってきた。（途中省略）昭和42年以降、大阪市においては日雇労働者の医療対策の強化充実を図るため愛隣総合センター内に大阪社会医療センターを設立、また日雇労働者の相談業務を充実させるため、従来、大淀区にあった中央更生相談所と愛隣会館とを総合して、新たに同地区に更生相談所を設け、愛隣地区における住居のない要保護者の福祉に関する措置を行ってきた。また今池こどもの家の設置、四条ヶ辻公園の開園、公衆便所の増設、改良住宅の建設なども行い、地域住民の生活向上と環境改善に努めている。そのほか、昭和47年には大阪市として総合的な愛隣対策事業

を推進するため大阪市愛隣対策連絡会議を発足させた。また年末から年始にかけて生活に困窮する日雇労働者に対する越年対策事業を行うなど、大阪市は鋭意、種々の施策を実施してきた。これらの事業のうち、昭和36年から昭和52年度までの施設建設費（約60億円）及び区画整理事業費（約33億円）についてみると総額約63億円にも及び、このうち国の負担額は約38億円（60%）で、府の負担額は約3億円（5%）で、残り約22億円（35%）を大阪市の負担したことになる。また昭和52年度についてみると、越年対策事業費、日雇労働者福利厚生費、道路・公園などの整備費、各種施設の運営管理費に約7億9千万円（人件費を除く）を費し、そのうち約80%にあたる約6億3千万円を大阪市の負担してきた。そのほか更生相談所及び西成福祉事務所で支給した生活保護費は、約75億9千万円にも及び、その20%の約15億2千万円を大阪市の負担してきた。」

昭和41年6月、大阪府、大阪市、大阪府警察本部による愛隣対策三者連絡協議会が開かれ、労働対策については大阪府、福祉対策については大阪市、治安については大阪府警察本部が行うという役割分担の確認がなされている。従って次に大阪府のあいらん地区における労働対策の沿革についてみよう。大阪府企画部企画室長作成「あいらん地区における大阪府の主要施策」において「大阪府のあいらん地区労働対策は昭和36年9月、労働部西成分室を設置し、昭和37年10月からは財団法人・西成労働福祉センターを中心として就労あっ旋等の事業を行ってきた。特に昭和45年10月、労働省、大阪府及び雇用促進事業団が共同して労働施設及び労働福祉施設を包含したあいらん労働福祉センターを建設し、これを拠点として諸施策を実施している」とその労働対策の沿革を要約している。注③その労働対策の具体的内容は次の通りである。(a)就労あっ旋：あいらん労働公共職業安定所における日雇労働者の職業紹介および西成労働福祉センターにおける日雇労働者の就労あっせんなどである。(b)求人の確保：各地方自治体及び公団、公社等公法人に対し、公共事業発注に際し日雇労働者の雇用促進について協力を依頼するなどである。(c)常用就職の促進：昭和47年以降各種技能講習を実施および常用化促進訓練を実施するなどである。(d)雇用の正常化：あいらん地区日雇労働者を雇用している事業所の実態調査、西成労働福祉センターによる就労あっ旋事業の利用勧奨の実施などである。このほか労働福祉対策として次のような施策がなされている。(a)西成労働福祉センターにおける職業、生活、身上相談及び労災休業補償金の立替事業。(b)夏冬の日雇労働者に対する福利厚生費

の助成。(c)日雇労働求職者給付金の支給。(d)日雇労働者健康保険事務。(e)保健衛生対策、(f)教育対策などである。

(2) 越年対策などの現状

あいらん地区日雇労働者に対して前記のようにさまざまな施策がなされているが、そのなかでもとくに、(a)あいらん地区日雇労働者福利厚生費の支給、(b)あいらん地区越年対策事業の2つがあいらん地区対策の現時点における焦点となっている。まず(a)についてみてみよう。昭和46年度からあいらん地区日雇労働者の福利厚生をはかるため、雇用保険日雇労働被保険者証所持者を対象として夏季の一時金（通称そうめん代）、冬季の一時金（通称もち代）として福利厚生費が支給されている。

その財源は大阪市、大阪府、大阪建設業協会の3者が分担し、その実施のとりまとめは大阪府が西成労働福祉センターを窓口として行っている。表Ⅳ-1「あいらん地区日雇労働者厚生費支給状況」に示したように、昭和52年度分の実績をみると、夏季は1人当り支給額5,300円、支給人員14,724人、総合計額80,735,000円、冬季は1人当り支給額7,100円、支給人員14,780人、総合計額107,935,000円である。従って昭和52年度の総事業費は188,670,000円で、このうち大阪市が66,835,000円（全体の35.4%）を負担している。

次に(b)越年対策についてみよう。大阪市は昭和45年度からあいらん日雇労働者

表Ⅳ-1 あいらん地区日雇労働者福利厚生費支給状況

| 区 分         |         | 年 度                | 昭 和 5 2 年 度 分 |
|-------------|---------|--------------------|---------------|
|             |         | 夏                  | 支 給 額         |
| 季           | 支 給 人 員 | 14,724(人)          |               |
|             | 所 要 経 費 | 80,735(千円)         |               |
| 冬           | 支 給 額   | 7,100(円)           |               |
|             | 支 給 人 員 | 14,780(人)          |               |
|             | 所 要 経 費 | 107,935(千円)        |               |
| 総 事 業 費     |         | 188,670(千円) (100%) |               |
| 大 阪 市 分 担 額 |         | 66,835(千円) (35.4%) |               |

(注) 福利厚生費の財源は大阪市、大阪府、大阪建設業協会の三者が分担している。  
資料出所：大阪市民生局調査資料より作成

働者のなかで年末年始にかけ、仕事がないため食住がえられず生活できない人びとに対して越年対策を実施しはじめたが、とくに昭和46年度からは宿泊施設を設け、これらの人びとを年末年始の期間に限って収容するという越年対策を行っている。この対策は東京山谷地区、横浜寿町地区においても実施されている。(表Ⅳ-3「山谷地区越年対策実施状況」、表Ⅳ-4「寿町地区越年対策実施状況」参照)

表Ⅳ-2 あいりん地区越年対策実施状況

| 区 分              |           | 年 度   | 昭和52年度分                  |  |
|------------------|-----------|-------|--------------------------|--|
|                  |           |       |                          |  |
| 実<br>施<br>期<br>間 | 面 接 相 談   |       | 12月/29日～12月/31日<br>3日間   |  |
|                  | 収 容       |       | 12月/29日～1月/10日<br>12泊13日 |  |
| 面<br>接           | 総 数       |       | 1,441人                   |  |
|                  | 内・臨時宿泊所入所 |       | 1,362人                   |  |
|                  | 内・現金・現物給付 |       | 28人                      |  |
|                  | 内・説得・その他  |       | 51人                      |  |
| 施<br>設           | 収 容 実 人 員 |       | 1,362人                   |  |
|                  | 収 容 延 人 員 |       | 11,308人                  |  |
|                  | 1日当最高収容人員 | 1月/1日 | 1,277人                   |  |
|                  | 収 容 施 設   |       | 南港(プレハブ)大阪自彊館            |  |

資料出所：大阪市民生局調査資料より作成

まずあいりん地区についてみよう。(表Ⅳ-2「あいりん地区越年対策実施状況」参照) 毎年12月29日から31日まで市立更生相談所においてこれらの人びととの面接相談を行っている。昭和52年度の資料によるとこの3日間に1,441人が面接相談に来所し、そのうち1,362人が年末年始にかけて食住がえられず生活できない者と認定され臨時宿泊所に収容されている。収容期間は12月29日から1月10日までの12泊13日であり、その収容延人員は11,308人となっている。収容場所は現在まで南港プレハブ臨時宿泊所と大阪自彊館の2ヶ所である。

次に東京山谷地区についてみよう。ここでは越年対策のほかに越冬対策がなされている。前期越冬対策は12月1日より12月28日までである。越年対策は12月29日から1月3日までの6日間であり、これに引き続き後期越冬対策が1月4日より3月31日までかなり長期にわたってなされている。この

表VI—3 山谷地区越年対策実施状況

| 年度        |             | 昭和52年度分                                 |      |
|-----------|-------------|---|------|
| 区分        | 期 間         | 越冬12月/1日～12/28, 越年12/29～1/3, 越冬1/4～3/31 |      |
| 相談人員      |             | 14,017人                                 |      |
| 宿泊措置人員    |             | 6,501人                                  |      |
| 宿泊延人員     |             | 26,258人                                 |      |
| 1日当最高宿泊人員 |             | 12月/31日                                 | 740人 |
| 収容施設      | 塩 浜 寮       | 1,261人                                  |      |
|           | 大 井 寮 甲     | 1,682人                                  |      |
|           | 大 井 寮 乙     | 319人                                    |      |
|           | そ の 他 の 施 設 | 3,239人                                  |      |
|           | 収 容 合 計 人 数 | 6,501人                                  |      |

資料出所：東京都民生局山谷対策室資料より作成

間に面接相談に訪れた者は14,017人で、このうち宿泊措置をとられた者は6,501人で、その期間の宿泊延人員は26,258人となっている。宿泊場所は塩浜寮1,261人、大井寮甲1,682人、大井寮乙319人、その他の施設3,239人、合計6,501人となっている。

表VI—4 寿町地区越年対策実施状況

| 年度       |             | 昭和52年度分       |  |
|----------|-------------|---------------|--|
| 区分       | 期 間         | 12月/28日～1月/8日 |  |
| 施設収容期間   |             | 12月/29日～1月/8日 |  |
| 収容依頼人員   |             | 40人           |  |
| 簡易宿所確保人員 |             | 65人分          |  |
| 収 容 施 設  | 民 衆 館       | 16人           |  |
|          | 中央浩生館       | 16人           |  |
|          | 南 浩 生 館     | 8人            |  |
|          | 収 容 合 計 人 数 | 40人           |  |

資料出所：横浜市民生局調査資料より作成

次に横浜・寿町地区についてみよう。越年対策期間は12月29日から1月8日までの11日間である。ここでは公立施設への収容とともに無料宿泊券を発行して簡易宿泊所に宿泊させるという2本立ての方策がとられている。公立施設への収容人員は40人であり、それぞれ民衆館（16人）、中央浩生館（16人）、南浩生館（8人）に収容されている。また簡易宿泊所に宿泊券を与えて収容した人員は65人となっている。

## 2 あいらん地区福祉対策の今後の課題

あいらん地区対策の概要でみたように大阪市、大阪府、大阪府警察本部はそれぞれ福祉対策、労働対策、治安対策を分担して同地区の改善に努力を重ねてきている。しかしあいらん地区の問題は単に地方自治体レベルの問題ではなく、国家的レベル、日本の経済構造的レベルの問題と深く関連している。このため地方自治体レベルのさまざまな努力にもかかわらず、前記したⅡ・日雇労働者の就労実態とその疎外的状況やⅢ・日雇労働者の生活実態とその疎外状況の章で指摘したように日雇労働者の労働疎外的、人間疎外的状況は依然として残存している。

このような根本的問題をどのように解決するかがあいらん地区対策の今後の課題であるといつてよい。昭和51年6月30日、大阪市長より大阪市社会福祉審議会に対して愛隣地区福祉対策の今後の進め方について意見を求められたため、同審議会は愛隣地区福祉対策専門分科会を設置し、現地調査を含めた多数回の審議を重ねて、その結果に基づいて答申を行った。労働対策、治安対策についても別途の審議会において同様の慎重な審議のうえ、今後の対策の進め方を検討する必要があるが、問題を福祉対策に限定したとしても、同審議会が提出した「愛隣地区福祉対策の今後の進め方に関する答申」はあいらん地区対策の今後の課題とそれへの取り組み方に対して基本的方向を示したものといてよい。その答申に基づき今後のあいらん地区福祉対策の課題を要約したい。この答申の基本的視点は日雇労働者の労働疎外的、人間疎外的状況の抜本的解決に置かれている。すなわち同答申は次のように基本的視点を提示している。「この地区は、壮健な青壮年労働者のまちであるという希望的、楽観的な見方もあるが、現実的には不安定な日雇労働者のまちであり、社会問題地域である。従って長期的に考えるとこういう社会問題地域を解消させるために抜本的な改善を行い、不安定な日雇労働を解消し、安定的な常備労働へと根本的に改造することが最終の目標とすべきである。」注④この基本的視点なくしてはあいらん地区問題の抜本的解決はあり

えない。しかし前述したように同地区の問題は国家的レベルおよび日本の経済構造的レベルと深く関連しており、この社会問題地域の早急な解消は困難である。

従って現実的対応としては中期的または当面の対策が必要であり、そのねらいは不安定就労や生活環境の劣悪さから引き起こされている日雇労働者の労働疎外的状況や人間疎外的状況の改善を図ることに置かるべきである。同答申は当面の改善策として次の7項目を提起している。

(i) 労働対策：現行の労働福祉センターの機能をより充実させること、また越年対策は関係機関の協力により当面は続けざるをえない。

(ii) 緊急保護対策：同地区は重症結核、アルコール中毒などの患者や行旅病人・死亡人（年間延3,000人）も多いので、社会医療センターの機能をより充実するとともに関係医療機関との協力体制を強化すべきである。

(iii) 老人・病弱者対策：今後さらに増加の傾向にあるので、関係各機関の相互連携の強化とともに生活環境の整備が必要である。

(iv) 子ども対策：同地区の子どもは劣悪な生活環境のなかで生活しているので、学童保育や特別保育をさらに充実させるべきである。

(v) 環境整備対策：簡易宿所、公衆衛生設備、労働福祉施設など生活環境の整備、充実が必要である。

(vi) 関係機関の再編成：愛隣対策の実施にあたり、総合的な視点にたち、企画、調整、運営を行うため、独立した機関が必要であり、大阪市においても専門の機構を設置すべきである。

(vii) 特別立法措置：日雇労働者の雇用の安定、生活環境の改善、福祉対策の促進をはかるためには特別立法措置が必要であり、このため国、地方自治体、企業が一体となってその実現に向けて努力し、それを基盤として同地区の全面的な改善を目指す総合的、長期的計画を樹立する必要がある。

以上の7項目のうち、大多数の日雇労働者に対して直接関係してくるのは

(i) 労働対策と(v) 環境整備対策である。従って答申の方向にそった対策の促進が今後、鋭意すすめられると思われるが、しかし現実問題としては、現行法の下では問題解決が困難であり、また財政的にみてもその現実的促進が不可能なものが多い。また現在、大都市における単身日雇労働者はあいりん地区の17,000人とともに東京山谷地区に8,000人、横浜の寿町に4,000人もいると推定されている。従ってこれらの地区の日雇労働者の雇用の安定と生活環境の改善を図り、その労働疎外的状況や人間疎外的状況の抜本的解

決をめぐすためには、これらの地域を同時に特別地区に指定し、問題点の早急な解決を図るため特別立法措置を行うことが必要である。I・都市型産業社会におけるあいりん地区問題で前記したようにこの問題は局地的、特殊的な問題ではなく都市型産業社会の変動と深く結びついた日本全体の経済社会的問題としてとらえられ、その抜本的な問題解決がはからるべき性質の問題である。

従って国及び関連する地方自治体や企業が改めてその責任を明確に認識し、以上の関係者が一体となって、その指定地区の諸問題の抜本的解決を目指した特別立法措置が実現されるよう努力すべきである。さらにこれらの努力と併行して労働団体、市民団体、各種のボランティア団体などからのこの特別立法措置実現に向けての社会運動が自発的に盛りあがってくることを期待される。

注 ① Daniel Bell, <The Coming of Post-Industrial Society> 1973.

注 ② 大阪市社会福祉審議会「愛隣地区福祉対策の今後の進め方に関する答申」昭和54年4月23日, 1頁～3頁。

注 ③ 大阪府企画部企画室長作成「あいりん地区における大阪府の主要施策」

注 ④ 大阪市社会福祉審議会・前掲答申, 3頁